

多賀町広報たが広告掲載取扱要綱

多賀町広報たが広告掲載取扱要綱（平成24年多賀町要綱第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を多賀町が発行する広報たが（以下「広報」という。）に掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類および範囲）

第2条 広報に掲載できる広告は、町の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例または規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝その他これに類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか広報に掲載する広告として町長が適当でないとするもの

（広告の枠および掲載位置）

第3条 広告の枠は、1枠当たりの寸法を縦47ミリメートル、横87ミリメートルとする。

- 2 掲載は、1ページ当たり2枠とする。ただし、隣り合う2枠を1つの広告とする場合は、この限りでない。
- 3 掲載は、1月当たり最大4枠とする。
- 4 広告の掲載位置は、町長が決定するものとする。

（広告掲載の申込み）

第4条 広報への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報たが広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に誓約書（別記様式第2号）および掲載を希望する広告の原稿を添えて、広告掲載を希望する広報の発行日の1月前までに町長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、1月につき1枠限り申し込むことができる。

(掲載決定)

第5条 町長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは速やかに申込書、誓約書、広告の原稿を審査し、掲載の可否を決定の上、広報たが広告掲載決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(広告の原稿提出)

第6条 広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する方法により原稿のデジタルデータを作成し、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、広告の内容に関する全ての事項について、一切の責任を負わなければならない。

(掲載料金)

第8条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額5,000円とする。ただし、第3条第2項ただし書に該当するときは2枠分の料金とみなす。

(掲載料金の納入)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに掲載料金を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (2) 町長が広告主または広告内容を不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告主が広告掲載料金を納入しなかった場合
- (4) 広報紙面の都合により広告の掲載ができなくなった場合
- (5) 前号に掲げるもののほか、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合

2 前項の規定により掲載決定を取り消した場合は、広報たが広告掲載決定取消通知書(別記様式第4号)により、広告主に通知する。

3 町長は、広告主が第1項の規定による広告掲載の取消しを受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(掲載料金の還付)

第11条 掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第4号および第5号に該当する場

合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた申込みについては、この要綱による改正後の多賀町広報たが広告掲載取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

